

ソフトウェアロボット（RPA）導入及び開発における特記事項（課税課）（案）

1 目的

RPA（Robotic Process Automation「以下ソフトウェアロボットという。」）の導入によって単純かつ定型的な業務の自動化を行うことで業務の効率化を図り、公平かつ適正な課税を推進することを目的とする。

2 業務内容

（1）自動化業務

次の業務を自動化業務の対象とする。

ア 国税連携システム関連処理

国税連携システムを通じて配信される確定申告書等のダウンロード、基幹系システムへの取込み、印刷、基幹系システムでアンマッチ該当となった者のリスト作成、他自治体への回送処理等を行う。

（2）業務遂行にあたっての諸条件

ア 自動化の対象となる業務において、委託者が使用している各種システムの仕様変更や運用に関する変更があった場合は、別途対応を協議するものとする。

イ RPA導入の対象となる端末等は、委託者が実際に使用しているものと同等のものとし、委託者が用意する。ただし、新たにサーバ等の端末等が必要となる場合には、受託者の負担において準備する。

ウ 受託者は令和2年3月31日までに別紙「市民部窓口業務等委託仕様書（課税課）」記載の業務を滞りなく遂行できる環境を構築するものとし、契約期間中の導入計画書を委託者へ提出するものとする。

3 納入条件

成果物及び納入方法は、次のとおりとする。なお、要求を満たすことができない場合は、その項目と理由を記載し、速やかに書面で提出すること。

（1）成果物

納入する成果物は、次表のとおりとする。

番号	成果物名	期日（予定）／内容	部数	備考
1	導入計画書	令和2年3月31日 ・実施体制表 ・業務内容及び業務担当者 ・全体スケジュール概要等	1部	書類 (任意書式)
			1式	電子媒体
2	ソフトウェア ロボット仕様書	期日は導入計画書に基づき提出	1部	書類 (任意書式)
			1式	電子媒体
3	打ち合わせ議事 録 その他資料	都度、作成し提出	1部	書類 (任意書式)
			1式	電子媒体

(2) 納入場所

東京都東大和市中央3-930

東大和市市民部課税課

(3) 納入方法

持参

4 担当者

受託者は、本業務履行にあたっての責任者を定める。なお、この責任者は「市民部窓口業務等委託仕様書（課税課）」の「4 業務委託の内容」に定める業務に支障をきたさなければ、同仕様書の「6 業務管理者等の選任」に定める業務責任者と兼ねることができる。

5 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、委託者と十分必要な協議及び打ち合わせを行い、受託者はその指示に従って業務を進めることとする。

(2) 本業務において使用する図表やデータ、画像等の著作権及び仕様検討の権利は、受託者において使用許可を得ることとする。なお、これを怠ったことにより著作権等の

権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこととする。

(3) 本業務における成果物及び中間生成物に関する一切の権利及び成果物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。また、成果物は委託者が作成するホームページや印刷文等に自由にできるものとする。

(4) 本仕様書に記載のない項目については、「市民部窓口業務等委託仕様書（課税課）」の内容を適用することとする。